

補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等			
補助金の名称	生活保護世帯水洗便所改造費補助金	No.	64
予算事業名	水洗化促進 ※下水道事業会計		
予算科目	款 02 下水道事業費用	項 01 営業費用	目 04 水洗化促進費
	節 03 生活保護世帯補助金	細々節	
部課名	建設部下水道課	電話番号	049-251-2711
		内線	424

補助金の根拠			
根拠条例等	条例		
	規則		
	要綱	富士見市生活保護世帯水洗便所改造費補助金交付要綱	
	その他	下水道法	
開始年度	昭和 57 年度	終期の設定	<input type="checkbox"/> 有(年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input checked="" type="checkbox"/> 扶助費的補助	

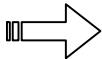
補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たいのか。)	下水道処理区域内の生活保護世帯に対し、既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する資金の一部を補助し、水洗便所の普及促進を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	下水道法第11条の3の規定により、家屋の所有者に対する水洗便所への改造義務が課されたことに伴い、その改造費を支払うことが困難な者に対して融資等を行う必要があると判断したため。 参考：下水道法第11条の3第5項 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	下水道処理区域内にくみ取り便所が設けられている家屋の所有者で、生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている者
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	既設の便所を水洗化に改造するための便器及びこれに付属する洗浄器具並びにこれらに伴う排水管、排水ます及び洗浄用給水管の新設又は改造の工事費（上限：255,000円） 確認資料として排水設備確認申請書を補助金申請書に添付する。
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成22年度予算額 510 千円
	1世帯あたり補助 × 補助世帯数 255,000円 × 2世帯

補助割合等	
補助割合等の明示	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 定額) <input checked="" type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市 割合 市 国 県 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	0件	0件	2件	
交付(見込)件数の増減要因		-	-	
決算(予算)額(A)	0	0	510,000	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	510,000
概算人件費(B)	0	0	3,955	
概算補助事業費(A+B)	0	0	513,955	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	富士見市生活保護世帯水洗便所改造工事実績報告書に収支決算書及び排水設備完了届を添付したものを提出する。			

事業環境等	
見直しの有無	<input type="checkbox"/> 有 (年度) <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※ 5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直し内容 無⇒見直さない理由	生活保護世帯の水洗化への誘導をするためには補助制度が有効であると判断するため。 なお、くみ取り便所から水洗便所への改造資金の融資又はあっせんは下水道法上の努力義務となっている。

廃止した場合の問題点 (廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)	水洗化率100%を達成することが困難となる。
---	------------------------

評価			
評価項目		判断理由	評価
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	生活保護世帯が資金不足で、水洗化が進まず、生活環境が悪化している状況のなかで、水洗便所改造資金の一部を補助し、水洗化をすることで地域の生活環境が改善され環境衛生の向上を図る必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	優先性は低いと思うが水洗化率向上のためには必要な制度である。	<input type="checkbox"/> 優先すべき <input checked="" type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	生活保護世帯の家屋所有者が対象の制度のため利用者が少ない。	<input type="checkbox"/> 成果が出ている <input checked="" type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	水洗化率100%達成するためには、制度の存続が必要である。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上継続  <input type="checkbox"/> 重点化する（コストを集中的に投入したい） <input type="checkbox"/> 制度の変更（補助対象経費・補助率の変更） <input type="checkbox"/> 廃止（ 年度まで）		
	見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。		
	補助制度があることの意味合いは大きい。生活保護世帯者に対して水洗化を促進させる大きな説得材料になり、市の姿勢も打ち出せる。近年、利用者もない状況ではあるが制度としては残しておきたい。 さらに、地域の生活環境向上のためには、更なるバックアップの体制も検討する必要がある。		